第一項の表二六八の項を次のように改める。

二六八	削除

第一項の表二七〇の項を次のように改める。

二七〇	削除

第四項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

三十一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

13	削除

第一項の表三二の項から三四の項までを次のように改める。

32	削除
33	削除
34	削除

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表五三の項を次のように改める。

53	削除

第一項の表九八の項を次のように改める。

98	削除

第一項の表一三〇の項を次のように改める。

130	削除

第一項の表一六二の項を次のように改める。

162	削除

第一項の表一九五の項及び一九六の項を次のように改める。

195	削除
196	削除

第一項の表一九八の項を次のように改める。

198	削除

第一項の表二〇〇の項及び二〇一の項を次のように改める。

200	削除
201	削除

第一項の表二〇三の項を次のように改める。

203	削除

第一項の表二一二の項を次のように改める。

212	削除

第一項の表二二〇の項を次のように改める。

220	削除

第一項の表二二八の項を次のように改める。

328	削除

第一項の表三三〇の項を次のように改める。

330	削除

第一項の表三八〇の項を次のように改める。

380	削除

第一項の表三九七の項及び三九八の項を次のように改める。

397	削除
398	削除

第一項の表四〇一の項を次のように改める。

401	削除

第一項の表四〇五の項を次のように改める。

405	削除

第一項の表四三七の項及び四三八の項を次のように改める。

437	削除
438	削除

第一項の表四八八の項を次のように改める。

488	削除

第一項の表四九〇の項を次のように改める。

490	削除